議会運営委員会に関する申合せ事項の改正（案）

資料６

**【現　行】**

|  |
| --- |
| ５　協議又は調整の委任委員長は、次の⑴から⑶に掲げるあらかじめ協議又は調整が必要とされる事項、又は議会運営委員会において意見の一致が見られなかった事項については、議会運営委員会条例第13条第２項に基づき、議会運営委員会理事会に協議又は調整を委任することとする。　⑴　議会運営に関する事項臨時会の招集及び運営、本会議における参考人の招致等⑵　議員提出議案に関する事項政策条例の制定及び改正、議員報酬条例及び議員定数条例等の改正（いずれも軽易な改正を除く）⑶　その他の事項海外行政調査、災害見舞金の贈呈等 |

**【改正案】**

|  |
| --- |
| ５　協議又は調整の委任委員長は、次の⑴から⑶に掲げるあらかじめ協議又は調整が必要とされる事項、又は議会運営委員会において意見の一致が見られなかった事項については、議会運営委員会条例第13条第２項に基づき、議会運営委員会理事会に協議又は調整を委任することとする。ただし、次の⑴から⑶に掲げる事項のうち、議会運営委員会理事会に委任しないことについて、あらかじめ委員長、副委員長及び理事の意見が一致したものは、この限りでない。　⑴　議会運営に関する事項臨時会の招集及び運営、本会議における参考人の招致等⑵　議員提出議案に関する事項政策条例の制定及び改正、議員報酬条例及び議員定数条例等の改正等⑶　その他の事項海外行政調査、災害見舞金の贈呈等 |

